

Client Alert

16 June 2025

日本：2024 年重要判決 — 「Jimny Fan\ ジムニーファン」 vs 「Jimny」（令和 5(行ケ)10007）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



松澤 由香
アソシエイト
03 6271 9708
Yuka.Matsuzawa@bakermckenzie.com

本件は、結合商標の類否判断において、本願指定商品の需要者が、著名な部分を出所識別標識として認識しているか否かを取引の実情から考察した上で、分離・要部観察する根拠はないと示した事案である。

知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」）は、自動車について著名な引用商標「Jimny」等とこれを含む結合商標「Jimny Fan\ ジムニーファン」との類似性及び混同のおそれ（商標法 4 条 1 項 11 号・15 号）の適否にあたり、一般に自動車メーカーが関連グッズの販売やメンテナンス等の情報発信サービスを提供する慣習がある事実に触れ、狭い市場において流通する（いわゆるニッチな）本願の指定商品（本願商品）についても、そのような一般論が妥当するのか、取引の実情に基づいて判断する必要があると述べ、原告代表者の本人尋問を行った。

最終的に、類似性及び混同のおそれは否定され、原告の請求を認容して原判決（拒絶査定不服審判）を覆されたが、その判断理由は次の通りである。

1. 4 条 1 項 11 号について

本願商標	引用商標 1 及び 2
Jimny Fan ジムニーファン	1:  2: JIMNY ジムニー
指定商品： 第 16 類 オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌（※審査係属中に「印刷物」から上記商品に補正）	重複する指定商品役務： 1: 第 16 類 印刷物 2: 第 35 類 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

知財高裁は、本願商標はその外観に基づき「Jimny」及び「ジムニー」の部分と「fan」及び「ファン」の部分を生離観察する根拠はないと認定した。

そして、商標の類否判断について、最高裁で示された結合商標の分離・要部観察の手法そのものは肯定しつつも、「本件で問題とすべきは本願商標を本願商品に使用したときに、取引者・需要者が出所識別標識としていかなる認識を有するかということ」であると述べ、本願商品に関する下記の取引の実情を参酌した。

取引の実情（客観的事実）

- 自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、本件指定商品「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を発行している事実がない



- b) 自動車のカスタマイズという特異なマーケットが成立しており、そのニッチなマーケットを意識した情報雑誌がかなり以前から存在している
- c) スズキ社を含む自動車メーカーは、「ジムニーのカスタマイズ市場」等に係る業務に対して、側面から援助（広告掲載、購入等）することはあっても、主体的に関わることは避けていることがうかがわれる

これらの客観的事実から、知財高裁は、本願商標を使用した本願商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等が発行主体となっていると認識するとは考え難いと認定し、本件において「Jimny」及び「ジムニー」部分の分離・要部観察の適用を否定した。

従って、全体観察に基づき、本願商標と引用各商標からは下表のとおり称呼・観念が生じるとして、両商標の類似性を否定した。

称呼の認定（判決から引用）

	称 呼	観 念
本願商標	ジムニーファン	スズキ社のオフロード車ジムニーの愛好者
引用商標 1	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称
引用商標 2	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称

2. 4条1項15号について

知財高裁は、「Jimny」が周知著名であると評価しつつも、本願商品とスズキ社の業務に係る商品・役務との関連性について、取引の実情に鑑みれば、極めてニッチな本願商品とスズキ社の業務とは「棲み分け」が成立して抵触関係に立たないと認定し、「混同を生じるおそれ」を否定した。

3. まとめ

結合商標の類否においては、ある部分が「支配的」であるか否かに着目されがちであるが、本件ではその部分が**本願に係る指定商品・役務の取引者・需要者にとって出所識別標識として機能しているか否か**という点に着目し、さらに、取引実情を明らかにするため原告代表者の本人尋問まで行ったという少々珍しい事案である。

本事案は、周知著名商標を含む結合商標の指定商品役務が、著名商標に関する事業との棲み分けが成立し得るような場合、又「結合商標の出所に係る需要者・取引者の認識」という観点から商標の類否が判断されるべき点を主張したいケースにおいて、実務上参考になると思われる。

裁判所ウェブサイトリンク：

本判決の要旨：[093267_point.pdf](#)

本判決の全文：[093267_hanrei.pdf](#)